

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17. 電子決済手段等取引業者関係」 新旧対照表

改正後	現 行
<p>II. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>II-2-2-3 利用者が預託した金銭・電子決済手段の分別管理</p> <p>II-2-2-3-2 主な着眼点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利用者から預託を受けた電子決済手段（以下「預託電子決済手段」という。）の分別管理に関する着眼点</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 内閣府令第 38 条第 3 項に規定する方法又は同条第 7 項各号のいずれかに掲げる方法による管理を行う場合は、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 電子決済手段等取引業者が預託電子決済手段の管理を第三者に委託する場合</p> <p>「自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法」に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、以下の点をいずれも満たしている場合などが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該第三者において、上記イ. に規定する点を踏まえ、内閣府令第 38 条第 7 項第 1 号ロの措置が適切に講じられており、かつ、II-2-2-5に基づいて流出リスクへの必要な対応が適切に行われていること。 ・ 委託者である電子決済手段等取引業者において、II-2-3-1-1に記載のとおり、委託先管理が適切に行われること。 	<p>II. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>II-2-2-3 利用者が預託した金銭・電子決済手段の分別管理</p> <p>II-2-2-3-2 主な着眼点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 利用者から預託を受けた電子決済手段（以下「預託電子決済手段」という。）の分別管理に関する着眼点</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 内閣府令第 38 条第 3 項に規定する方法又は同条第 7 項各号のいずれかに掲げる方法による管理を行う場合は、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 電子決済手段等取引業者が預託電子決済手段の管理を第三者に委託する場合</p> <p>「自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法」に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、以下の点をいずれも満たしている場合などが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該第三者において、上記イ. に規定する点を踏まえ、内閣府令第 38 条第 7 項第 1 号ロの措置が適切に講じられており、かつ、II-2-2-5に基づいて流出リスクへの必要な対応が適切に行われていること。 ・ 委託者である電子決済手段等取引業者において、II-2-3-1に記載のとおり、委託先管理が適切に行われること。

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17. 電子決済手段等取引業者関係」 新旧対照表

改正後	現 行
<p>Ⅱ-2-2-6 帳簿書類</p> <p>Ⅱ-2-2-6-2 主な着眼点</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 内閣府令第75条第3項ただし書後段は、同条第1項各号に掲げる帳簿書類が外国に設けた営業所において作成されたか否かにかかわらず、それが電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、当該帳簿書類を国外において保存することを認めるものである。ただし、電子決済手段等取引業者において、利用者に関する情報管理態勢(Ⅱ-2-2-7)やシステムリスク管理(Ⅱ-2-3-1-1)等に十分留意されている必要があり、また、当該国外において不正アクセスに限らず第三者への情報流出やシステムの安定稼働への支障が生じるリスクについても適切に勘案されている必要がある。</p> <p>Ⅱ-2-3 事務運営</p> <p>Ⅱ-2-3-1 システムリスク</p> <p>Ⅱ-2-3-1-1 システムリスク管理</p> <p>Ⅱ-2-3-1-1-1 意義 (略)</p> <p>Ⅱ-2-3-1-1-2 主な着眼点 (1)～(4)(略)</p>	<p>Ⅱ-2-2-6 帳簿書類</p> <p>Ⅱ-2-2-6-2 主な着眼点</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 内閣府令第75条第3項ただし書後段は、同条第1項各号に掲げる帳簿書類が外国に設けた営業所において作成されたか否かにかかわらず、それが電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、当該帳簿書類を国外において保存することを認めるものである。ただし、電子決済手段等取引業者において、利用者に関する情報管理態勢(Ⅱ-2-2-7)やシステムリスク管理(Ⅱ-2-3-1)等に十分留意されている必要があり、また、当該国外において不正アクセスに限らず第三者への情報流出やシステムの安定稼働への支障が生じるリスクについても適切に勘案されている必要がある。</p> <p>Ⅱ-2-3 事務運営</p> <p>Ⅱ-2-3-1 システムリスク管理 (新設)</p> <p>Ⅱ-2-3-1-1 意義</p> <p>Ⅱ-2-3-1-2 主な着眼点 (1)～(4)(略)</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17. 電子決済手段等取引業者関係」 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(5) サイバーセキュリティ管理</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、(以下「インターネット取引」という。)を行う場合には、<u>Ⅱ-2-3-1-2</u>の規定に基づく適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか。</p> <p>(6) ～ (10) (略)</p> <p>Ⅱ-2-3-1-<u>1</u>-3 システム障害等が発生した場合の対応</p> <p>Ⅱ-2-3-1-<u>1</u>-4 システムの更新・統合時等の対応</p>	<p>(5) サイバーセキュリティ管理</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式 ・ 取引に利用しているパソコン・スマートフォンとは別の機器を用いるなど、複数経路による取引認証 <p>⑤ インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正な IP アドレスからの通信の遮断 ・ 利用者に対してウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの導入・最新化を促す措置 ・ 不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備 ・ 前回ログイン (ログオフ) 日時の画面への表示 等 <p>(6) ～ (10) (略)</p> <p>Ⅱ-2-3-1-3 システム障害等が発生した場合の対応</p> <p>Ⅱ-2-3-1-4 システムの更新・統合時等の対応</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17. 電子決済手段等取引業者関係」 新旧対照表

改正後	現 行
<p> <u>するため、電子決済手段等取引業者内の各部門が的確な状況認識を共有し、電子決済手段等取引業者全体として取り組む態勢が整備されているか。</u> <u>その際、ISACやJPCERT/CC等の情報共有機関等を活用して、犯罪の発生状況や犯罪手口に関する情報の提供・収集を行うとともに、有効な対応策等を共有し、自らの顧客や業務の特性に応じた検討を行った上で、今後発生が懸念される犯罪手口への対応も考慮し、必要な態勢の整備に努めているか。</u> <u>加えて、リスク分析、セキュリティ対策の策定・実施、効果の検証、対策の評価・見直しからなるいわゆるPDCAサイクルが機能しているか。</u> </p> <p> (2) <u>セキュリティの確保</u> <u>セキュリティ体制の構築時及び利用時の各段階におけるリスクを把握した上で、自らの顧客や業務の特性に応じた対策を講じているか。また、個別の対策を場当たりに講じるのではなく、効果的な対策を複数組み合わせることによりセキュリティ全体の向上を目指すとともに、リスクの存在を十分に認識・評価した上で対策の要否・種類を決定し、迅速な対応が取られているか。</u> <u>インターネット取引に係る情報セキュリティ全般に関する方針を作成し、各種犯罪手口に対する有効性等を検証した上で、必要に応じて見直す態勢を整備しているか。また、当該方針等に沿って個人・法人等の顧客属性を勘案しつつ、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」等も踏まえ、提供す</u> </p>	

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17. 電子決済手段等取引業者関係」 新旧対照表

改正後	現行
<p><u>るサービスの内容に応じた適切なセキュリティ対策を講じているか。その際、犯罪手口の高度化・巧妙化等（「中間者攻撃」や「マン・イン・ザ・ブラウザ攻撃」など）を考慮しているか。</u></p> <p><u>また、フィッシング詐欺対策については、メールやSMS（ショートメッセージサービス）内にパスワード入力を促すページのURLやログインリンクを記載しない（法令に基づく義務を履行するために必要な場合など、その他の代替的手段を採り得ない場合を除く。）、利用者に対して正規のウェブサイトのブックマークや正規のアプリからログインすることを促す、送信ドメイン認証技術の計画的な導入、フィッシングサイトの閉鎖依頼等、提供するサービスの内容に応じた適切な不正防止策を講じているか。</u></p> <p><u>（注）情報の収集に当たっては、金融関係団体や金融情報システムセンターの調査等、金融庁・警察当局から提供された犯罪手口に係る情報などを活用することが考えられる。</u></p> <p><u>インターネット取引を行う場合には、提供するサービスの内容に応じて、以下の不正防止策を講じているか。また、内外の環境変化や事故・事件の発生状況を踏まえ、定期的かつ適時にリスクを認識・評価し、必要に応じて、認証方式等の見直しを行っているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ログイン、出金、出金先銀行口座の変更など、重要な操作時におけるフィッシングに耐性のある多要素認証（例：パスキーによる認証、PKI（公開鍵基盤）をベースとした認証）の実装及び必須化（デフォルトとして設定）</u> <p><u>（注1）フィッシングに耐性のある多要素認証の実装及び</u></p>	

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17. 電子決済手段等取引業者関係」 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>必須化以降、顧客が設定に必要な機器（スマートフォン等）を所有していない等の理由でやむを得ずかかる多要素認証の設定を解除する場合には、代替的な多要素認証を提供するとともに、解除率の状況をフォローした上で、認証技術や規格の発展も勘案しながら、解除率が低くなるよう多要素の認証の方法の見直しを検討・実施することとする。</u></p> <p><u>（注2）フィッシングに耐性のある多要素認証を実装及び必須化するまでの間は、代替的な多要素認証を提供するとともに、当該実装及び必須化に向けた具体的なスケジュールについて顧客に周知する必要がある。また、それまでの期間においても、振る舞い検知やログイン通知等の検知機能を強化する必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>顧客が身に覚えのない第三者による不正なログイン・取引・出金・出金先口座変更を早期に検知するため、電子メール等により、顧客に通知を送信する機能の提供</u> ・ <u>認証に連続して失敗した場合、ログインを停止するアカウント・ロックの自動発動機能の実装及び必須化</u> ・ <u>顧客のログイン時の挙動の分析による不正アクセスの検知（ログイン時の振る舞い検知）及び事後検証に資するログイン・取引時の情報の保存の実施</u> ・ <u>不正アクセスの評価に応じて追加の本人認証を実施するほか、当該不正が疑われるアクセスの適時遮断、不正アクセス元からのアクセスのブロック等の対応の実施</u> 	

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17. 電子決済手段等取引業者関係」 新旧対照表

改正後	現行
<p><u>さらに、例えば、以下のような不正防止策を講じているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>取引時や他の銀行口座との連携サービス提供時におけるフィッシングに耐性のある多要素認証の提供</u> ・ <u>取引金額の上限や購入可能商品の範囲を顧客が設定できる機能の提供</u> ・ <u>不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制と仕組みの整備</u> <p><u>(参考)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書(金融情報システムセンター)</u> ・ <u>フィッシング対策ガイドライン(フィッシング対策協議会)</u> <p>(3) <u>顧客対応</u></p> <p><u>インターネット上でのID・パスワード等の個人情報の詐取の危険性、類推されやすいパスワードの使用の危険性(認証方式においてパスワードを利用している場合に限る。)、被害拡大の可能性等、様々なリスクの説明や、顧客に求められるセキュリティ対策事例の周知を含めた注意喚起等が顧客に対して十分に行われる態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>顧客自らによる早期の被害認識を可能とするため、顧客が取引内容を適時に確認できる手段を講じているか。</u></p> <p><u>顧客からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されている</u></p>	

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17. 電子決済手段等取引業者関係」 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>か。また、顧客への周知（公表を含む。）が必要な場合、速やかにかつ顧客が容易に理解できる形で周知できる体制が整備されているか。特に、被害にあう可能性がある顧客を特定可能な場合は、可能な限り迅速に顧客に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。</u></p> <p><u>不正取引を防止するための対策が利用者に普及しているかを定期的にモニタリングし、普及させるための追加的な施策を講じているか。</u></p> <p><u>不正取引による被害があった場合には、被害状況を十分に精査し、顧客の態様やその状況等を加味したうえで、顧客の被害補償を含め、被害回復に向けて真摯な顧客対応を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>不正取引に関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。</u></p> <p><u>（4）その他</u></p> <p><u>インターネット取引が非対面取引であることを踏まえた、取引時確認等の顧客管理態勢の整備が図られているか。</u></p> <p><u>インターネット取引に関し、外部委託がなされている場合、外部委託に係るリスクを検討し、必要なセキュリティ対策が講じられているか。</u></p> <p>Ⅱ－2－3－1－2－3 不正取引が発生した場合の対応</p>	

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17. 電子決済手段等取引業者関係」 新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>電子決済手段等取引業に関し不正取引を認識次第、速やかに「不正取引発生報告等」にて当局宛て報告を求めるものとする。</u></p>	